

専門職後見人と市民後見人の複数後見について

1 概要

現在、本市の市民後見人は広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との複数後見という形で、市民後見人候補者バンク登録者32名のうち4名が広島家庭裁判所から選任され後見活動を行っている。

市民後見人は、地域住民としての目線を持ち、本人の代弁者として成年被後見人等により身近できめ細やかな支援ができるという強みがあり、後見事務等の担い手として期待されていることから、近い将来、市民後見人が単独で受任できるよう取り組む必要がある。

また、市民後見人の単独受任の実現には、成年後見人等としての活動実績を積み重ねることが重要であるため、本人の利益を最優先に考え、市民後見人の受任が適切だと判断されるケースについては、市民後見人の受任に向けて積極的に受任者調整を行っていく必要がある。

しかしながら、現在、市民後見人の受任者調整の対象は、市社協が法人として受任している16ケースにとどまっていることから、32名のバンク登録者全員を受任者調整することは困難であり、養成研修を修了し、成年後見に一定の知識を身に付けた人材の適切な活用も進まない状況が続いている。

このため、今後は市民後見人の受任者調整の対象を専門職後見人の受任ケースにも拡大し、専門職後見人が受任しているケースのうち、本人の利益等を考慮した結果、市民後見人の受任が適切だと判断されるケースに対しても、受任者調整を行うこととする。

2 専門職後見人と市民後見人の複数後見

専門職後見人、広島市成年後見利用促進センター、広島家庭裁判所、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会などの各関係機関が共通認識を持って市民後見人の受任者調整等を行えるよう、専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準及び受任スキームを設ける。

- (1) 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準について
資料3のとおり。
- (2) 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキームについて
資料4のとおり。

専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準

専門職後見人が受任しているケースに市民後見人を追加選任するに当たって、次のとおり市民後見人の受任基準を設ける。

1 必須とする基準

1	成年被後見人等（本人）への説明と意思確認を行っていること。 ・ 本人の判断能力に関わらず意思決定支援を基本とした説明を行う。 ・ 意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に成年後見人等の交代があることに拒否がない。
2	親族や関係者への説明を行い、反対されていないこと。 ・ キーパーソンとなる親族や関係者に対して、市民後見人の追加選任や将来的に成年後見人等の交代があることを説明し反対されていない。
3	第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性がないこと。
4	本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること。 ・ 虐待や緊急的な対応の必要がない。 ・ 収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みがある。 ・ 本人に自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。 ・ 身上保護を中心とした支援である。 ・ 医療同意に協力可能な親族と連絡がとれる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。

2 必須とはしないが重視する基準

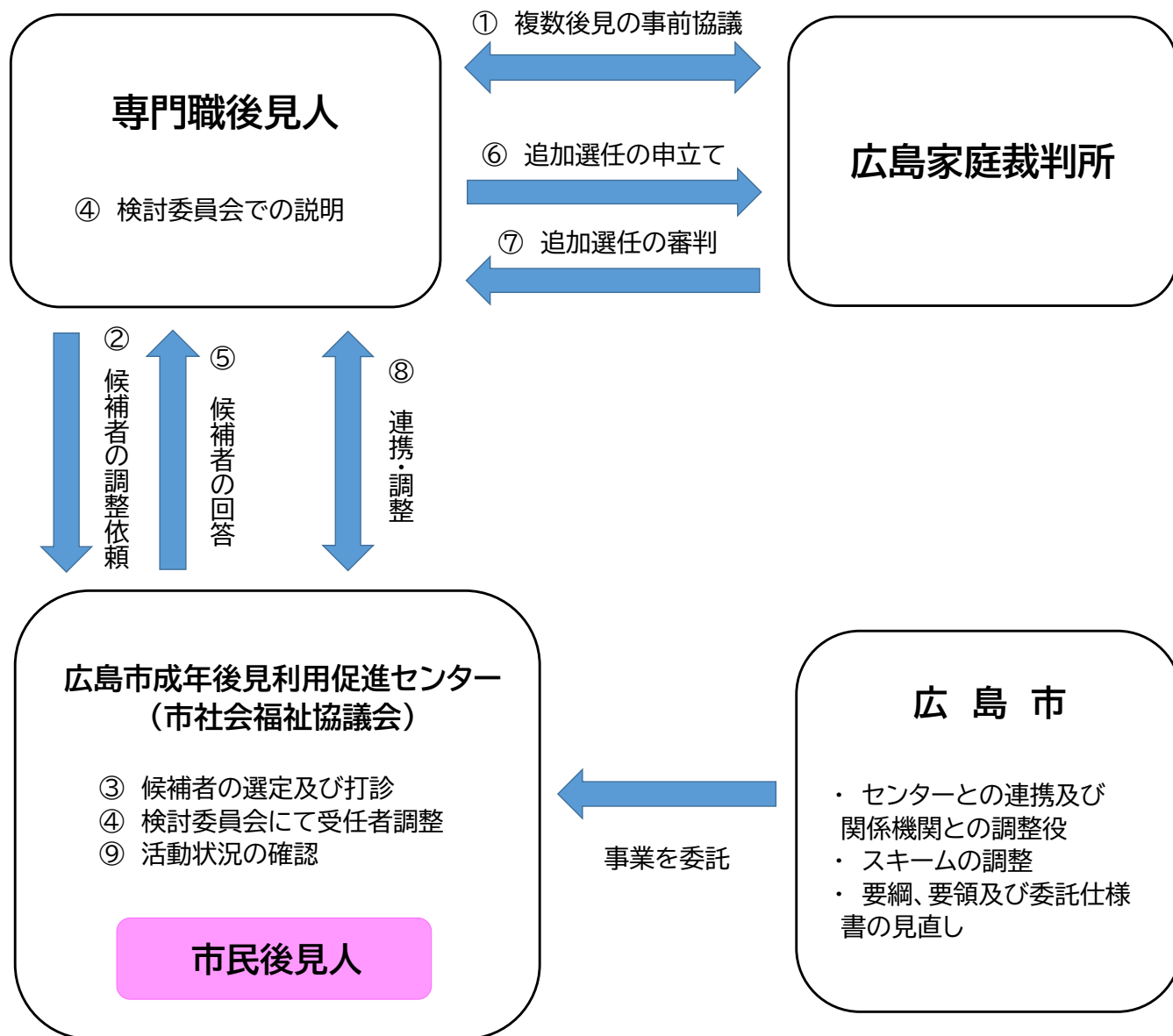
1	成年後見類型を原則とするが、保佐、補助類型の場合は本人の心身状態、生活状況、必要とされる支援内容等から市民後見人での対応が可能なこと。
2	高度な専門性を必要としないこと。 ・ 資産1，200万円以下かつ後見支援信託の利用がないことを原則とする。 ・ 預貯金、保険以外の金融資産（株、債券、信託、小切手等）がない、または保持していても現金化の必要がない。 ・ 不動産処分や高額な動産処分がないこと。ある場合は複数後見の期間中に完了見込みであること。 ・ 本人が相続人となる相続があれば完了している又は複数後見の期間中に完了見込みであること。 ・ 終了時に財産等の引き渡し可能な相続人と連絡可能な状態であること。
3	居所が安定していること。 ・ 近い将来に転居の必要がない、または転居の必要があれば複数後見の期間中に転居が完了し、居所が安定する見込みであること。

【留意事項】

この受任基準を満たしたケースについて、専門職後見人から広島市成年後見利用促進センターに市民後見人候補者の調整依頼がなされたとしても、必ずしも受任可能な候補者を回答できるとは限らない。

専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム

資料4



受任スキームの流れ

- ① 専門職が家裁に調整依頼書（家裁との事前協議前のもの）を参考資料として提出し、市民後見人との複数後見について事前協議を行う。
- ② 家裁から市民後見人との複数後見を行うことについて承諾を得た後に、専門職がセンターに調整依頼書（家裁と事前協議済であることを記載したもの）を提出する。
- ③ センターが市民後見人候補者を選定し、候補者本人に打診する。
- ④ センターは検討委員会で受任者調整を行う。専門職は原則検討委員会へ出席し、当該受任ケースについて説明を行う。なお、依頼内容に疑義等がある場合は、受任者調整が困難だと判断することがある。
- ⑤ センターから専門職に受任可能な候補者を回答する。
- ⑥ 専門職が家裁に追加選任の申立てを行う。
- ⑦ 家裁が追加選任の審判を行う。
- ⑧ 受任開始に向けての連絡・調整を行う。
- ⑨ センターが市民後見人に対して複数後見の活動状況を確認する。

<用語解説>

- ・ 専門職：専門職後見人
- ・ 家裁：広島家庭裁判所
- ・ センター：広島市成年後見利用促進センター
- ・ 調整依頼書：市民後見人候補者調整依頼書
- ・ 検討委員会：広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会

市民後見人候補者調整依頼書

以下のとおり、成年被後見人等について、広島市市民後見人候補者バンク登録者から市民後見人候補者の調整を依頼します。

			依頼日	年 月 日								
成年後見人等	フリガナ		職種	☐	弁護士	☐	司法書士					
	氏名			☐	社会福祉士							
	電話番号	() -	受任期間	年 月								
	E-mail											
成年被後見人等	フリガナ		生年月	☐	昭和	☐	平成	☐	西暦	性別	☐	男
	氏名			年 月 生				☐	女			
	居住地	施設名・病院名		類型	☐	成年後見						
			☐		保佐							
			☐		補助							

【市民後見人の受任基準において必須とするもの】

※ 確認した項目に☐チェックしてください。

1 市民後見人の追加選任及び将来的な成年後見人等の交代について			
☐	(1) 本人への説明及び意思確認を行い、同意を得ている。又は本人意思の推定による確認を行っている。		
☐	(2) 本人と主に関わる親族や関係者への説明を行い、反対は無い。		
☐	説明日	説明を受けた人の氏名	成年被後見人等（本人）との関係性
			☐ 親族 () ☐ 関係者 ()
			☐ 親族 () ☐ 関係者 ()
			☐ 親族 () ☐ 関係者 ()
2 第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性について			
☐	第三者や親族間の対立、訴訟の係属がない。		
3 本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること			
☐	虐待や搾取、緊急的な対応の必要がない。		
☐	本人による自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。		
☐	身上保護を中心とした支援である。		
☐	医療同意に協力可能な親族と連絡が取れる。又は終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。		
☐	収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みである。		
☐	【収支状況】		
	・月額収入約 万円	☐ 年金	☐ 賃料収入 ☐ 生活保護
	・月額支出約 万円	☐ その他 ()	
収支：月額 約 万円の (☐ 黒字 ☐ 赤字)			

※ 留意事項

- ◎ 本依頼書をメールで送付する際は、添付データにパスワードを設定してください。
- ◎ 本依頼書に記載された内容について、広島市成年後見利用促進センターから専門職後見人に確認することがあります。
- ◎ 本依頼書のデータが必要な場合は、広島市成年後見利用促進センターにお問い合わせください。

【市民後見人の受任基準において**必須とはしないが重視するもの**】

※ 該当する項目に☐チェックしてください。

4 高度な専門性の有無について（本人の財産・収支の状況等）					
(1) 財産の状況					
☐	預貯金あり	→	約	万円	
☐	金融資産あり（株・債券・信託・小切手等）	→	約	万円相当	
				現金化の必要	☐ なし ☐ あり
☐	不動産あり	→	売却の必要性	☐ なし ☐ あり	
☐	後見支援信託の利用あり	→	約	万円相当	
				定期交付金等の設定の有無	☐ なし ☐ あり
☐	負債あり	→	約	万円	
(2) 相続財産					
☐	本人を相続人とする手続が必要な相続はない				
☐	本人を相続人とする手続が必要な相続がある				
	→	☐ 預貯金等約	万円	☐ 不動産	☐ 負債 ☐ その他 ☐ 不詳
5 居所について					
☐	自宅	→	同居者の有無	☐ なし ☐ あり	続柄（ ）
☐	病院	→	入院時期（	年	月頃から）
☐	施設	→	入所時期（	年	月頃から）
☐	転居・転院・転園の予定	☐ なし ☐ あり			
	ありの場合	→	予定時期（	年	月頃）
			予定場所（		
6 その他					
(1) 本人とのコミュニケーションについて					
☐ 可能な時もある ☐ 常に困難である ☐ コミュニケーションが取れない					
(2) 特記事項（成年被後見人等に関して留意してほしいこと。成年後見人等選任における希望など。）					
(3) 受任者調整前の市民後見人候補者との事前面談について					
☐ 面談を希望する ☐ 面談を希望しない					
(4) 「広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会」への出席等について					
※ 検討委員会とは、市民後見人による複数後見の可否や市民後見人候補者の選任等について委員から意見を聴取する会議のことをいう。					
☐ 検討委員会に出席し、成年被後見人等について説明する					
☐ 検討委員会への出席が困難なため、出席の代わりに、成年被後見人等の情報を補足する資料を提出する					
(5) 広島家庭裁判所との事前協議について ※ 事前協議については、必ず本依頼書を広島家庭裁判所に提出してください。					
☐ 市民後見人との複数後見について、広島家庭裁判所と事前協議済である					
(広島家庭裁判所担当者：)					

【センター使用欄】

◎ 広島市市民後見人候補者バンク登録者からの市民後見人候補者の受任者調整 (☐ 可 ☐ 否)

・ 受任者調整が可能な市民後見人候補者の検討状況

	氏 名	打診日	回答日	回 答	備 考
1				☐ 可 ☐ 否	
2				☐ 可 ☐ 否	
3				☐ 可 ☐ 否	

・ 受任者調整を行う市民後見人候補者 ()

市民後見人候補者調整依頼書(補足資料)

作成日	年 月 日
作成者	

広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)への出席が困難なため、補足資料を提出します。

☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 社会福祉士

フリガナ 本人氏名			性別	☐ 男性 ☐ 女性		生年月	年 月	年齢	歳
類型	☐ 補助 ☐ 保佐 ☐ 成年後見		確定日			介護認定	☐ 有 → 要支援()・要介護()		
住民票上の住所	〒								
現在の居所	☐ 持家(一戸建) ☐ 持家(マンション等集合住宅) ☐ 借家(一戸建) ☐ 借家(マンション等集合住宅) ☐ 病院(精神科) ☐ 病院(一般) ☐ 病院(療養型病床群) ☐ 介護医療院 ☐ サービス付き高齢者専用賃貸住宅 ☐ 老人保健施設 ☐ 有料老人ホーム ☐ 特別養護老人ホーム ☐ グループホーム ☐ その他 ()								
本人居住地	☐ 住民票と同じ ☐ 住民票と違う → 〒								
施設等名称						TEL			
転居予定	☐ 無 ☐ 有 →		転居時期	年 月	転居先				
障害等の状況	☐ 認知症高齢者等 ☐ 知的障害者等 ☐ 精神障害者等 ☐ その他 ()								
手帳等	☐ 無 ☐ 有 → ☐ 身体障害者手帳(級) ☐ 精神障害者手帳(級) ☐ 療育手帳 ()								
生活保護	☐ 無 ☐ 有		自立支援医療	☐ 有	被爆者健康手帳	☐ 有	その他減免等	☐ 有 ()	
医療保険	☐ 無 ☐ 有 → ☐ 後期高齢者医療保険 ☐ 国民健康保険 ☐ 協会健保 ☐ その他 ()								
治療中の疾病等	☐ 無 ☐ 有 → ()								
本人の 心身状況 /既往歴等									
年金等の受給	☐ 無 ☐ 有 →		年金・手当等の種類	☐ 老齢 ☐ 厚生 ☐ 障害 ☐ 共済 ☐ その他 ()					
扶養親族	☐ 無 ☐ 有 →		被扶養親族	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 親 ☐ その他 ()					
経済状況 (項目はケース に応じて変更し てください。)	定期的な収入／月額(年金・保護費・手当・給与等) 年金 円／月額 生活保護 円／月額 健康管理手当 円／月額 給与 円／月額 円／月額 合 計 円／月額				定期的な支出／月額(家賃・返済金・定期的な支払い等) 円／月額 円／月額 円／月額 円／月額 円／月額 合 計 円／月額				
預貯金	約 万円	その他資産	☐ 無 ☐ 有 → ()						
負債等	☐ 無 ☐ 有 → ()								
市県民税	☐ 課税 ☐ 非課税		固定資産税	☐ 課税 ☐ 非課税		所得申告	☐ 不要 ☐ 要		確定申告 ☐ 不要 ☐ 要
相続予定	☐ 無 ☐ 有 →		紛争性	☐ 無 ☐ 有		不動産売却予定	☐ 無 ☐ 有		相続完了予定時期 年 月頃
相続処理方針	(相続有の場合)								

【裏面もご確認ください】

後見事務を行う上で注意すべきこと【 留意事項・特記事項 】

後見事務内容等（どのような支援を行っているかなど）

本人のこれまでの主な生活歴等

親族状況等（親族の有無や関係性など）

以下の内容について承諾をお願いします。（承諾後にお申し込みください。）

- ・ 検討委員会での受任者調整に当たって、事案内容について追加確認が必要となる場合は、後日成年後見利用促進センターから問合せを行い、回答をいただいた上で再度検討委員会を開催するため、受任可能な市民後見人候補者の回答までに時間を要します。（ ☐ 了承しました ）
- ・ 検討委員会での受任者調整の結果によっては、市民後見人候補者の回答に至らない場合があります。（ ☐ 了承しました ）

【事案内容について確認等が必要な場合の連絡先】

- ☐ 市民後見人候補者調整依頼書に記載している連絡先と同じ。
- ☐ 以下の連絡先への問合せを希望。

事務所名	
成年後見人等氏名	
電話番号	
メールアドレス	

市民後見人の単独受任移行に係る条件及びスキームについて（案）

専門職後見人及び広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の法人後見との複数後見を行う市民後見人について、単独受任に移行する仕組みを以下のとおり設ける。

1 単独受任移行の条件

複数後見で選任された時と「成年被後見人等及び市民後見人の状況に変化がない」かつ「その状態が継続して安定している」ことが検討に入る前提条件となる。

(1) 成年被後見人等の状態	
ア	成年被後見人等の類型は選任後に変更される可能性を鑑み、移行の条件とはせず、心身の状況が落ち着いている状態を条件とする。
イ	市民後見人の受任後に相続手続が必要となるなど、新たに手続等（定期報告等、受任時に想定していた手続等は除く）が必要となっておらず、今後もその予定はない。
(2) 市民後見人の状態	
ア	受任時から生活状態や健康状態等に変化なく良好であり、市民後見人の活動が継続して可能な状態である。
イ	成年後見人等の活動について単独での対応が可能であり、市民後見人自身も単独受任となることの説明を受けた上で、それを理解し納得、了承している。
ウ	報告事務等の経験があり、その都度適切に処理している。
(3) 複数後見受任者（専門職後見人及び市社協による法人後見）の状態	
ア	複数後見受任者は客観的な視点から、市民後見人の単独受任となった場合でも、市民後見人の活動を安定的に継続できることを市民後見人と確認している。
イ	市民後見人との複数受任後、常に連携して後見事務を実施している。

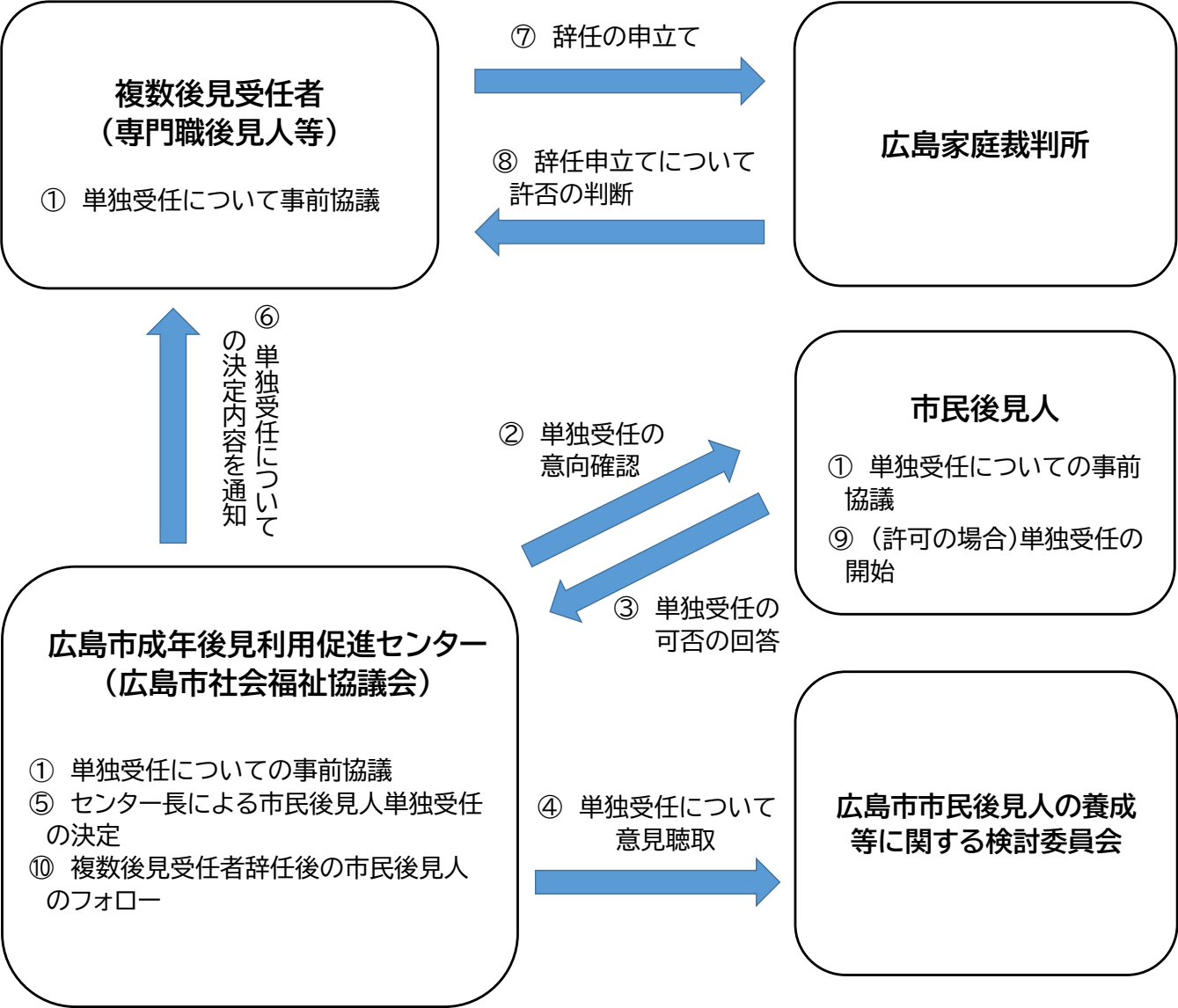
2 単独受任スキームの流れ

別紙のとおりとする。

3 その他

複数後見の開始から市民後見人の単独受任移行までの具体的な期間は、成年被後見人等の状態や市民後見人の活動状況などにより個別に判断する必要があるため、あらかじめ定めないこととする。

市民後見人の単独受任移行に係るスキーム(案)



単独受任スキームの流れ
① 複数後見受任者、市民後見人、センターが市民後見人の活動状況の確認及び単独受任について事前協議を行う。 ② センターが市民後見人に単独受任の意思確認を行う。 ③ 市民後見人が単独受任の可否を回答する。 ④ センターが検討委員会を開催し、市民後見人の単独受任について意見を聴取する。 ⑤ センター長が検討委員会の意見などを踏まえ、市民後見人の単独受任の準備を進めていくことを決定する。 ⑥ センターが市民後見人の単独受任についての決定内容を複数後見受任者に通知する。 ⑦ 複数後見受任者が家裁に辞任の申立てを行う。 ⑧ 家裁が複数後見受任者の辞任申立てについて許否の判断をする。 ⑨ 辞任申立てが許可された場合、市民後見人が単独受任を開始する。 ⑩ センターが複数後見受任者辞任後の市民後見人のフォローを行う。(成年後見相談室の利用によるフォローなど)
<用語解説> ・ 複数後見受任者：市社会福祉協議会の法人後見及び現に市民後見人と複数で成年後見人、保佐人、補助人として選任されている専門職) ・ センター：広島市成年後見利用促進センター ・ 検討委員会：広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会 ・ 家裁：広島家庭裁判所